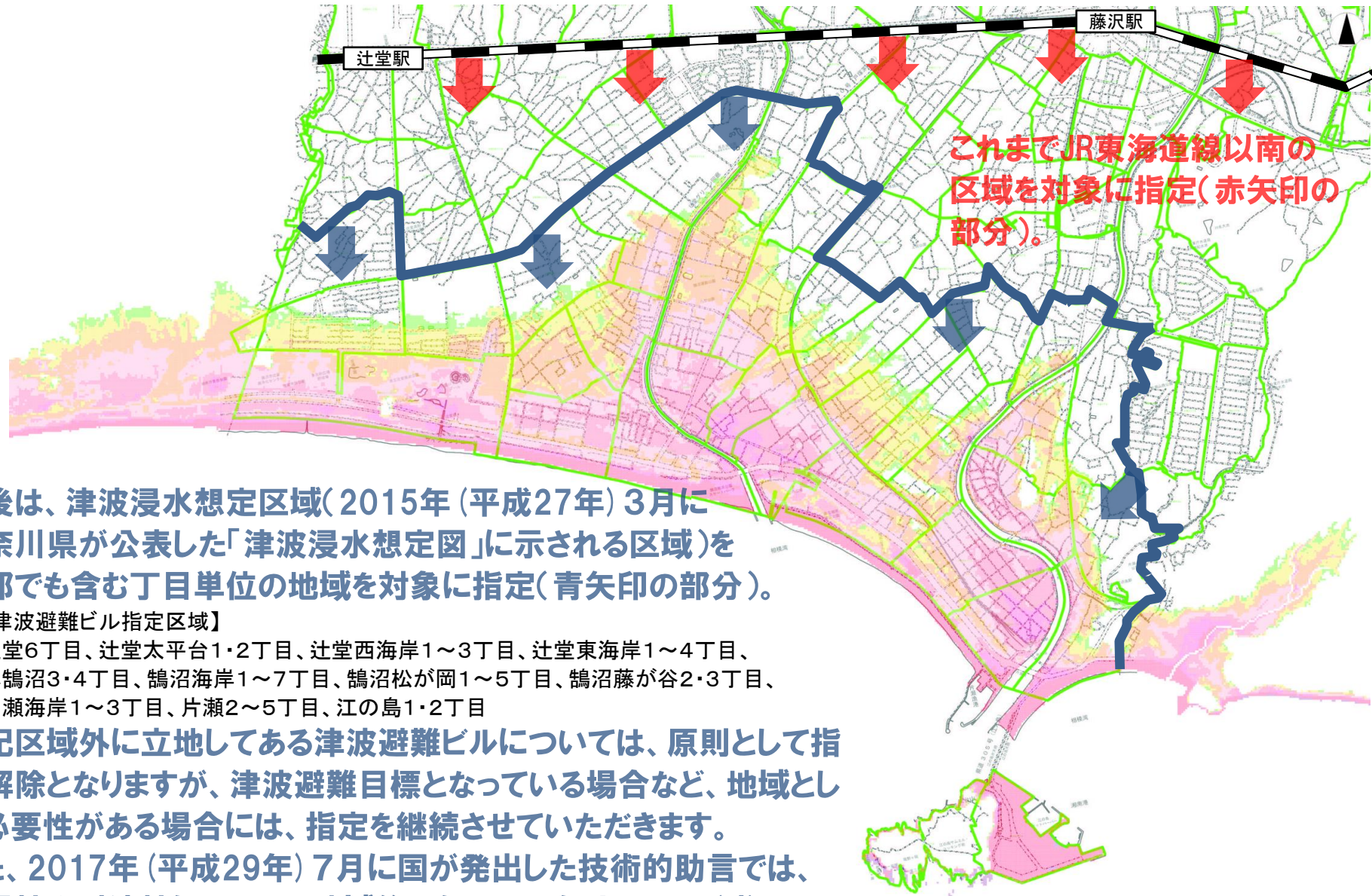


津波避難ビル指定区域の見直し等について



今後は、津波浸水想定区域(2015年(平成27年)3月に神奈川県が公表した「津波浸水想定図」に示される区域)を一部でも含む丁目単位の地域を対象に指定(青矢印の部分)。

【津波避難ビル指定区域】

辻堂6丁目、辻堂太平台1・2丁目、辻堂西海岸1～3丁目、辻堂東海岸1～4丁目、
本鶴沼3・4丁目、鶴沼海岸1～7丁目、鶴沼松が岡1～5丁目、鶴沼藤が谷2・3丁目、
片瀬海岸1～3丁目、片瀬2～5丁目、江の島1・2丁目

上記区域外に立地してある津波避難ビルについては、原則として指定解除となりますが、津波避難目標となっている場合など、地域として必要性がある場合には、指定を継続させていただきます。

また、2017年(平成29年)7月に国が発出した技術的助言では、耐震性や耐波性について、地域住民に明らかにすることが求められておりますので、今後、施設所有者と調整をさせていただきます。